

ライフプラン講座<第5回> 50歳代のライフプラン ～リタイアメントプランニングについて考えよう～

サラリーマンの五〇代は、住宅ローンの返済や教育費などの支出が重なります。仕事は年齢的には脂が乗りきっている世代ですが、給料は高止まりのまま六〇歳前後には定年を迎え、定年後の再就職は一般的に現役時代より収入が減ってしまうことから、定年後のセカンドライフを考えておきましょう。

リタイアメントプランニングとは

定年退職後のセカンドライフについて現役時代から考えることを、リタイアメントプランニングといいます。現役時代の家計収支や資産状況を退職後のそれと比較して、改善の余地があれば改善することが目的です。

前号までのモデル、平均的なサラリーマンであるAさんの場合、定年退職が六〇歳ですから、公的年金を受給できる六五歳まで働かない場合(図表1)と、働く場合(図表2)を比較した



白崎 美穂

ファイナンシャルプランナー
(CFP・1級FP技能士)

【しらさき・みほ】北海道旭川市出身。(有)アーバン企画代表取締役。建設会社、金融機関勤務を経て独立。保険、資産運用、不動産などの個別相談に応じるかたわら、企業や各種団体のライフプランセミナー、投資教育セミナー、及び市民講座や金銭教育講座の講師として活動中。

<http://www.fp-asahikawa.com/>

キャッシュフロー表を作成し、働く場合は働き方による社会保険の違いを把握すること(図表3)と併せて、現在の自分の資産や負債を定年時のそれと比較したバランスシート(図表4)、定年以降平均余命までの収入と支出を予測した生涯収支(図表5)などから、自分のセカンドライフの方針を決めることにしました。

リタイア後の収入源

現役引退後の生活費は、主に公的年金や退職金の取り崩しでまかなわれるのが一般的です。退職金は勤務先に聞けばわかりますし、公的年金は本人が五〇歳になったら社会保険事務所を教えてもらえます。公務員の場合は、これらについて共済組合で確認できます。

また、再就職する場合には人脈やハローワーク等の斡旋などがありますが、雇用条件等について正確な情報収集が

大切です。

住宅ローンについて

Aさんの場合、三六歳で戸建住宅を取得する際、当初のプランをファイナンシャル・プランナーに相談して見直しをした結果、住宅ローンを定年退職までに完済できました。退職金は温存できますし、定年以降はローン残債など負債がなければ住宅は名実ともに資産ですから、住み続けるのも住み替えるのも自由です。また、住まなくなったら賃貸や売却も可能です。

しかし、定年退職時にローン残債がある方は、退職前に繰上げ償還をするのか、退職金で完済するのか、当初約定どおりの返済を続けるのかなどを、検討されると思います。その場合は、現在の住宅ローン残高と預金残高だけではなく、退職後の収入源や必要生活費も考慮して判断しましょう。

生命保険について

リタイア後には田舎暮らしをしたい、海外旅行をしたい、趣味やサークル活動に専念したい、独立開業をしたい、社会貢献をライフワークにしたいなど人それぞれですが、いずれも健康であればこそその夢や希望です。

病気や介護への備えは大丈夫でしょうか。これを生命保険で備えるのか、

お金で備えるのかということですが、その判断は退職後よりも現役時代にされた方が得策であると思います。

生命保険で備える場合、その機能と目的が自分のニーズに合っていれば良いのですが、既契約を見直さなければならぬ場合は、保障額と保険料のバランスをよく考えてから実行しましょう。

死亡保障は、子供が独立したら一部を除いて不要ですが、入院保障は加齢に伴って現役時代よりもむしろ充実しておかなければなりません。

Aさんの場合は、三〇歳代で保険を見直すことによって、一生涯の入院保障を現役時代に確保できましたので、ムダな保険料を貯蓄へシフトすることができました。

働き方によって変わる社会保険

日本の社会保険は、国民負担率では諸外国より比較優位でしたが、極めて複雑になってきています。ここで現行制度における定年退職や再就職の際の基本的なポイントについて触れておきたいと思います(図表3)。

ご存知のように、現在の日本の公的年金制度は税方式でなく賦課方式ですから、子供が親に仕送りをする世代間扶養の仕組みになっています。その仲介役である国は、少子高齢化社会に併せて年金の支給年齢を引き上げつつ、

マクロ経済スライド制度の導入などで老齢年金の支給額抑制を図っています。

現行制度では、定年退職した六〇歳から特別支給の老齢厚生年金をもらえる方は、再就職しても厚生年金に加入しないで働く場合は年金を満額もらえますが、再就職先の厚生年金に加入しつつ働くと、年金と給料の収入合計によって、年金の一部または全部が支給停止になる場合があります。この調整年金のことを在職老齢年金と言っています。公務員の場合は、特別支給の退職共済年金のうち、職域年金相当部分は支給停止になりませんが、報酬比例部分と定額部分は支給停止になる場合があります。年金をもらいながら働く場合は注意しましょう。

また、本人が六〇歳の定年退職時に配偶者が六〇歳未満の場合、本人が再就職して厚生年金に加入すると配偶者も引き続き被扶養者扱いですが、本人が厚生年金に加入しない場合、配偶者は国民年金の保険料を毎月払わなければなりません。

高齢者雇用安定法が改正され、民間企業は従業員の定年引上げ、定年制廃止、または継続雇用のいずれかの措置をとらなければならぬようになりました。多くの企業で継続雇用制度が採用されていますが、この場合六〇歳時点に比べて給与が下がるのが一般的

(単位：万円)

41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062
62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
0	0	0												
			210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210
				95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
0	0	0	210	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305	305
362	362	362	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	10	10	10	10
3	3	3	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	13	13
380	379	379	327	328	327	327	326	326	325	325	325	325	323	323
-380	-379	-379	-117	-23	-22	-22	-21	-21	-20	-20	-20	-20	-18	-18
1,363	1,007	652	535	512	490	468	447	426	406	386	366	346	328	310



(単位：万円)

180	180	180												
27	27	27												
			219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219
207	207	207	219	314	314	314	314	314	314	314	314	314	314	314
27	27	27	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	15	15
404	403	403	332	331	330	330	329	329	328	328	328	328	325	325
-197	-196	-196	-113	-17	-16	-16	-15	-15	-14	-14	-14	-14	-11	-11
1,974	1,801	1,629	1,541	1,551	1,563	1,578	1,594	1,613	1,634	1,657	1,683	1,710	1,742	1,777

図表1 キャッシュフロー表
【世帯主収入】60代前半に働かなかった場合

2008年度からの経過年数		29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
西暦（年度）		2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047
年齢	ご主人	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
	奥様	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
	お子様	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
ライフイベント		大学入学	リフォーム			就職					リフォーム	定年退職 結婚 自動車購入	
収入	世帯主収入	859	863	863	863	863	863	863	863	863	863	2,000	0
	配偶者収入	96	96	96	96								
	教育ローン	200											
	世帯主年金												
	配偶者年金												
収入合計		1,155	959	959	959	863	863	863	863	863	863	2,000	0
支出	生活費	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362
	住宅費	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	住宅ローン返済	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129		
	教育ローン返済	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23		
	保険料	23	23	23	23	23	23	19	19	19	19		
	教育費	322	294	294	294								
	税・社保	189	191	191	191	191	191	191	191	191	191	65	3
	一時的支出		100								200	500	
支出合計		1,063	1,137	1,037	1,037	743	743	739	739	739	939	942	380
年間収支		92	-178	-78	-78	120	120	124	124	124	-76	1,058	-380
金融資産残高累計		682	514	446	380	512	645	784	923	1,063	1,005	2,082	1,722
ローン残高		1,221	1,098	973	844	712	577	438	296	150	0		

※毎月定額1万円4%複利運用は65歳で継続不可能となる



図表2 キャッシュフロー表
【世帯主収入】60代前半に働いた場合

収入	世帯主収入	859	863	863	863	863	863	863	863	863	863	2,180	180
	高年齢雇用継続給付											27	27
	世帯主年金												
収入合計		1,155	959	959	959	863	863	863	863	863	863	2,207	207
支出	税・社保	189	191	191	191	191	191	191	191	191	191	27	27
	支出合計	1,063	1,137	1,037	1,037	743	743	739	739	739	939	904	404
年間収支		92	-178	-78	-78	120	120	124	124	124	-76	1,303	-197
金融資産残高累計		682	514	446	380	512	645	784	923	1,063	1,005	2,327	2,150

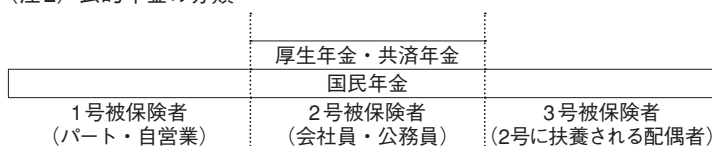
※毎月定額1万円4%複利運用は継続

図表3 定年後の働き方による社会保険の違い

働き方		フルタイム	パート	自営業
収入	給料	満額	満額	満額
	年金	在職老齢年金 (年金調整あり)	満額	満額
	高年齢雇用継続 給付	あり(年金調整あり)	あり(年金調整なし)	なし
負担	医療保険	健康保険(1/2負担)	任意継続・国保 (全額負担)	任意継続・国保 (全額負担)
	雇用保険	あり	あり(但し通年週 20時間以上勤務)	なし
	配偶者の 年金 ^(注1)	^(注2) 3号被保険者 (保険料負担なし)	^(注2) 1号被保険者 (保険料負担あり)	1号被保険者 (保険料負担あり)

(注1) 60歳未満の配偶者がいる場合

(注2) 公的年金の分類



図表4 バランスシート

(単位：万円)

		50歳時	60歳時
資産	預金	682	2,282
	戸建住宅	1,400	1,200
	マイカー	50	300
	計	2,132	3,782
負債	住宅ローン	1,014	0
	教育ローン	207	0
	計	1,221	0
純資産(資産－負債)		911	3,782

↑
↑
マイナスになっていないか
チェックする

図表5 生涯収支…60才～平均余命

(単位：万円)

収支	項目	2人期間	1人期間
		年金	5,395
	退職金	2,000	
	計	8,634	
支出	生活費	7,210	1,400
	社保・税金	331	56
	固定資産税	335	
	計	9,332	
	収入－支出	▲698	

ですから、雇
用保険から

高年齢雇用継続給付を貰える条件を
確認しておく必要があります。Aさん
のように、定年退職後も引き続き雇用
保険被保険者として働く場合には、そ
の賃金が定年前の七五%未満にダウン
すると、高年齢雇用継続基本給付金
が支給されず。ただし、公務員の場合
は現役時代雇用保険に加入していな
いので、この給付は受けられません。

公的医療保険制度は、フルタイム

で働く場合は勤務先の健康保険に加入
できず、パートで働く場合は前
勤務先の健康保険を任意継続するか、
国民健康保険に加入するかの選択が必
要です。医療費の三割自己負担は同
じですが、毎月支払う保険料について
は、任意継続の場合は退職時の自分
の給与額と加入者全体の平均額の低
い方をもとに計算されます。国民健康
保険の場合は前年度の自分の収入によ
り計算されますから、一般的に定年退
職時の収入は高額なことが多いので、
退職後二年間は任意継続を選ばれた
方が有利だと考えられます。

Aさんの場合は、六五歳まで公的

金が受給できないこと、退職時に負債
はありませんが(図表4)、生涯収支
では約七〇〇万円の赤字が予測できま
した(図表5)。

セカンドライフの資金は退職金と公
的年金だけでは不足するので、その対
策として家計収支の節約、保有資産
の再活用、その他収入の確保などが考
えられますが、Aさんとしては、元気
なうちは働いて毎月一百万の複利運用
を継続したいなどの思いから、公的年
金を受給できる六五歳まではフルタイ
ムの再就職を選択することにしました。
次号では、退職金の運用を含めたシ
ニアライフについて考えたいと思います。